

◇ 岐阜県下折込料金表 ◇

地区	サイズ	B5 B4	B3	B2	B1	B5B4 厚紙	B3 厚紙	B4 連合
		A4	A3 (2ツ折)	A2 (4ツ折)	A1 (8ツ折)	A4 厚紙 110 kg以上	A3 厚紙 (2ツ折)	
岐阜市 各務原市 羽島市 羽島郡 瑞穂市 本巣市 本巣郡 山県市		2.50	4.60	8.50	16.50	3.80	7.60	特別料金
大垣市 揖斐郡 海津郡 安八郡 養老郡 不破郡		2.50	4.60	8.50	16.50	3.80	7.60	
関市 美濃市 美濃加茂市 郡上市 加茂郡		2.50	4.60	8.50	16.50	3.80	7.60	
可児市 可児郡 多治見市 瑞浪市 土岐市		2.50	4.60	8.50	16.40	3.80	7.60	
中津川市 恵那市		2.50	4.60	8.50	16.40	3.80	7.60	
高山市 飛騨市		2.50	5.00	9.00	18.00	4.00	8.00	
下呂市		2.50	5.00	10.00	20.00	5.00	10.00	

※折込料金の他に別途配送料金がかかる地域がございますので、お問い合わせください。

※連合広告・変形広告の折込料金につきましてはお問い合わせください。

※県外・ポスティングにつきましてはお問い合わせください。

◇ 新聞折込広告取扱上のご注意 ◇

1. 新聞折込広告取扱い基準に反するチラシは取り扱いきれません
2. 配布明細は、チラシ搬入期日前に、書面又はファクシミリにて必ずご連絡ください
3. 折込チラシは、当社への持ち込みを原則とします
4. チラシ搬入期日は原則として折込日二日前（日祝祭を除く）午前中ですが、地区によっては異なる場合がありますので事前にお問い合わせください
5. 折込チラシは配送業務の都合上、50枚単位として扱います
6. 配布指定枚数と実際の枚数が異なるときは、当方で調整させていただくことがあります
7. 合配店の新聞指定は原則として出来ませんのでご了承願います
8. 変形チラシは折込出来ない地区がありますのでご注意ください
9. 搬入時間を過ぎてのお持ち込みの場合は、指定日に折込出来ないことがありますのでご注意ください
10. チラシの各新聞店発送後の中止・変更は出来ません
11. 一部地域につきましては、月曜日の折込が出来ませんのでご注意ください
12. 選挙の開票速報等の都合で新聞が遅れる時は、折込出来ません
13. 天災・地変などで新聞の販売店到着が遅れたとき、販売店主および従業員の不慮の事故、そのほか販売店側のやむを得ない事情で配達に支障が生じたときなど、折込が指定日よりずれる場合がありますのでご了承願います

休刊日(H28年8月～12月)
9月 12日(月)
10月 11日(火)
11月 14日(月)
12月 12日(月)

地 区	折込出来ない日
岐阜市 各務原市 羽島市 羽島郡 瑞穂市 本巣市 本巣郡 山県市 大垣市 揖斐郡 養老郡 海津市 不破郡 安八郡 多治見市 中津川市 恵那市 瑞浪市 関市 土岐市 美濃加茂市 可児市 可児郡 美濃市 加茂郡	休刊日のみ
郡上市（八幡・大和・白鳥・美並・相生・和良） 高山市（高山・上宝・奥飛騨・清見・久々野・ひだ一之宮・丹生川・高山朝日町） 下呂市 飛騨市	休刊日 注 冬季地変不可あり
郡上市（正ヶ洞） 高山市（国府）	休刊日・月曜日 注 冬季地変不可あり

◇ 折込広告取扱基準 ◇

当社は日本新聞協会の「折込広告の取扱い基準」および、新聞社の「広告掲載基準」を参考として、折込広告取扱基準を設けており、次のような折込チラシはお引受けできかねますのでご了承ください。

- ① 広告の内容がはっきりしないもの。および、広告主の所在地、事業所名、電話番号、または責任者の記載がないもの。（特に会場を借用して、催事・出張販売等を行う場合は、主催者の住所氏名の記載が必須条件です）
- ② 虚偽誇大な表現を用いたもの（品質、性能、価格、使用方法、その他をいう）景表法（不当景品付販売・不当表示の禁止）、商標法、不正競争防止法（コピー商品等の販売宣伝の禁止）に違反するもの。（虚偽誇大な表現により読者に不利益を与えるもの等）
- ③ 広告主の一方的主張、もしくは主観的意図表現がみられ、結果的に他社を誹謗、名誉、信用を傷つけるおそれがある表現のもの。（中傷誹謗広告等）
- ④ 「新聞業における公正競争規約」に触れる抽選券、金券などを刷り込んだもの、クーポン付き広告に関する規制、運営細則に違反するもの。
- ⑤ 煽情的な言葉や、写真、イラスト等を使用したもので、青少年に有害と見られるもの。（風俗営業関係や、各府県の青少年保護育成条例にふれるおそれのあるもの等）
- ⑥ 不動産広告で、販売物件の地目、建築の可否、建ぺい率、所在地、交通、詳細な案内図、設備、価格、販売条件、民法上責任を負う売主名、宅地建物取引業の登録番号などが明確に記載されていないもの。
- ⑦ 政治問題について、極端な主義主張を述べたもの。立候補が予測されている人物の名称を記載するなど、選挙の事前運動と推量されるもの。（係争中問題について一方的な主張を述べたもの等）
- ⑧ 発行本社の新聞と混同、誤認されると思われるもの。（新聞形態のもの）、および折込広告に、他紙の社名、題字、記事、催事などが掲載、引用されているもの。
- ⑨ 前記景表法などのほかに、薬事法、医療法など、法律や条例に触れると思われるもの。（医薬品等を否定する内容や迷信に類する非科学的な内容のもの等）
- ⑩ 新聞販売店の営業活動に支障をきたし、不利益になると判断されるもの。
- ⑪ 貸金業広告で、貸金業規制法に定められている必要事項が表示されていないもの。（商号、名称、氏名、登録番号、住所、利率等）
- ⑫ そのほか、新聞社がそれぞれ定めた広告記載基準に照らして、新聞折込が不相当と認められるもの。

※上記に限らず、判断が難しいものは、新聞発行本社、関係諸機関の指導・協議によって決めさせていただきます。